

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

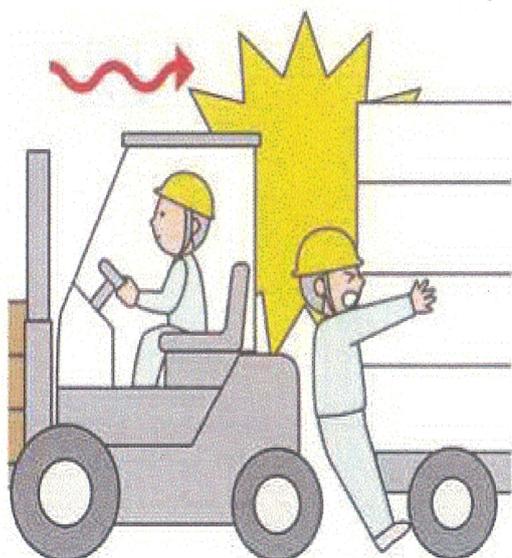
## 災害発生情報 No.126

令和2年10月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	窯業土石製品製造業	経験年数	3年	年齢	30歳代
発生日月	令和2年8月	発生時刻	午後12時頃		
発生状況	工場内でフォークリフトを後進させていたところ、フォークリフト運転者が後方を歩行する労働者に気づかなかったことから、当該労働者に激突した。なお、フォークリフト運転者は無資格者であった。				
負傷の程度/部位	右大腿部	休業見込期間 若しくは死亡	4週間		



### ～再発防止のために～

フォークリフトを用いて作業を行うときは、労働安全衛生規則第151条の3に基づき、フォークリフトの運行経路等が示された作業計画を作成し、関係労働者に周知する必要があることは過去にもご説明したところですが、フォークリフトの運転については、最大荷重1t以上のフォークリフトの運転の業務については運転技能講習を、最大荷重1t未満のフォークリフトの運転の業務については、特別教育を受けた労働者に従事させる必要があります。

当署には日々様々な内容の電話等があり、本来有資格者が運転すべき機械を無資格者が運転しているとの情報が入ることがあります。これらの情報については今後も指導を強化してまいります。

### ◆安全衛生の窓◆

10月に入り、今年で71回目を迎える令和元年度全国労働衛生週間が、「**みなおして 職場環境 からだの健康**」をスローガンに7日まで展開されております。本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、いわゆる3密を避けることを徹底しながら、実効ある取組みを行うようお願いいたします。

来月11月は、「過労死等防止啓発月間」及び「過重労働解消キャンペーン」が実施されます。厚生労働省では、令和元年における「脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況」及び「精神障害に関する事案の労災補償状況」を公表しております。いずれの請求件数においても増加傾向にあり、年齢別では40歳代が最も多く、次いで30歳代の順、時間外労働時間別では1か月平均「20時間未満」が最も多く、次いで「100時間以上～120時間未満」の順となっております。また、出来事別では、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が最も多く、次いで「仕事内容・仕事量(大きな)変化を生じさせる出来事があった」の順となっております。事業場におかれましては、これらの労災補償状況を参考に、過重労働による健康障害を防止するため、①時間外・休日労働を削減すること、②年次有給休暇の取得を促進すること、③労働者の健康管理に係る措置を徹底すること等、この機に事業場の現状について再点検するようお願いいたします。詳細については厚生労働省のHPをご覧ください。